

表

12センチメートル	
第 号	
自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第20条第2項の規定による身分証明書	
職名及び氏名	
年 月 日生	
年 月 日発行	
都道府県知事	印
8センチメートル	

裏

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法抜すい

第20条 都道府県知事は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者に対し、その業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

二 第18条又は第20条第1項（これらの規定を第22条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第20条第1項（第22条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者